

令和3年度 新潟市臨空船江会館事業計画書

団体名	臨空船江会館管理運営委員会
団体について	国土交通大臣が指定する航空機騒音指定区域のうち、船江地区から選出された代表者により構成
施設の管理方法	理事会開催し、事業計画書に沿って、利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、適正な管理に努める。
事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙「りんくうだより」発行
サービス向上に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・内部研修を実施 ・ポスターの掲示
要望や苦情への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・意見箱を設置し、利用者のニーズの把握に努める。 ・要望や苦情に適切に対応するとともに、必要に応じて地域課へ報告する。 ・利用者アンケート、利用者懇談会を実施する。
予算の範囲内での適正な執行	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画書に基づく、計画的な執行を行う。 ・必要の無い箇所の消灯 ・空調の適切な温度管理の実施 ・裏紙の再利用など消耗品の消費を抑える。
安全確保・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策マニュアルによる安全確保 ・避難訓練、防火訓練、消防訓練実施
地域貢献活動	<ul style="list-style-type: none"> ・桃山校区コミュニティ協議会や山の下中学校、船江町地域の活動に協力する。 ・自治会、町内会が公的行事で利用する際に施設の利用料金を免除する。
従事者の雇用・労働条件	<ul style="list-style-type: none"> ・管理人3名雇用 ・労働関係法令の遵守
個人情報保護の取り組み・関係法令の遵守	個人情報保護のマニュアルに従い、個人情報を適正に取扱うよう、業務従事者への徹底をはかる。